

広島県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
遠藤医院	三原市本町三丁目一四番一八号	平成三〇年一〇月三十一日
かもめ診療所	三原市鷺浦町向田野浦一七一番地	平成三〇年三月三十一日
郷田歯科医院	三原市中之町九丁目一番一五号	平成三〇年一月三〇日
中川歯科医院	廿日市市塩屋二丁目四番五号	平成三〇年二月二十四日
みやじま薬局	廿日市市宮島町五九〇番地	平成三〇年十一月三〇日